

指定訪問看護サービス利用契約書

様（以下「利用者」とします）と健生訪問看護ステーションたち（以下「事業所」とします）は、訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（訪問看護の目的）

第1条 当事業者は、介護保険法及びこの契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約期間はつぎの通りとします。

契約の開始日 年 月 日

契約満了日 年 月 日（要介護期間満了日）

- 2 ただし、契約満了までに、利用者様から解約の申し出がない場合は、契約は自動更新されます。

（訪問看護サービスの基本内容）

第3条 事業所は訪問看護サービスとして、訪問看護師が利用者の居宅を訪問して下記のサービス等を行います。

（1）かかりつけ医の指示書に基づく看護

- ①病状及び全身状態の観察
- ②清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等の日常生活の援助
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥カテーテル等の管理
- ⑦その他必要な医師の指示による看護処置及び看護ケア
- ⑧在宅での看取りを希望する方への援助、終末期の看護

（2）訪問看護の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがある

（3）家族の介護指導並びに生活の質の向上に関する相談、助言

（4）療養上必要な社会資源の活用方法等の助言及び関係機関との連絡・連携

（5）その他療養上必要な事項

- 2 訪問看護師は、サービス提供の都度、利用者または利用者の家族の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料を使用します。

（訪問看護サービスの基本方針）

第4条 事業所は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

- 2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、訪問看護サービスの目標を設定し、第6条に規定する訪問看護計画に基づいて計画的に行います。
- 3 事業所は、提供する訪問看護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な看護技術をもって訪問看護サービスの提供を行います。
- 4 職員への暴言、暴力、ハラスメント等により、看護サービスを適切に提供できない状況になった場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
- 5 事業所は利用者の人権擁護、虐待等の防止に努めます。職員はサービス提供中に、当該事務所の職員または擁護者（利用者の家族など）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、県や市町村に通報します。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第5条 事業所は、利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（訪問看護計画の作成・変更）

第6条 事業所は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問看護計画を作成します。

- 2 訪問看護計画書には、訪問看護サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に添って作成します。
- 4 次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護の目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。
 - (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
 - (2) 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望し、変更の内容が第1条に規定する訪問看護サービスの目的に反するなど、変更を拒む正当な理由がない場合
- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業所は、訪問看護計画を作成または変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に説明し、その同意を得るものとします。

（利用料と滞納）

第7条 事業所が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用は別紙に記載したとおりです。

- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3ヶ月以上滞納した場合において、事業所が利用者に対して10日以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、事業所は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、

全額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護サービスの全部または一部の提供を一時停止することができます。

(利用者の解約権)

第 8 条 利用者は事業所に対し、1 週間前までに申し出ることにより、解約することができます。

- 2 サービス提供にあたり、事業所の著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約を解除することができます。

(事業者の解約権)

第 9 条 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して 1 ヶ月の予告期間において、理由を示した文書を通知することにより、この契約を解除することができます。

(契約の終了)

第 10 条 この契約は次のいずれかに該当する場合に終了とします。

- 1 利用者から第 2 条 2 項の申し出があり、満了した場合
- 2 第 8 条に定める利用者からの申し出があり、満了した場合
- 3 第 9 条に定める事業所からの解約の意思表示がなされた場合
- 4 次のいずれかにより訪問看護が提供できなくなった場合
 - ① 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をした場合
 - ② 利用者がお亡くなりになった場合
 - ③ 認定区分が非該当又は要支援になった場合

(損害賠償)

第 11 条 事業所は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに利用者又は家族、後見人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者の重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(苦情対応)

第 12 条 利用者又は利用者の家族は、提供された訪問看護サービスに苦情がある場合は、いつでも「訪問看護重要事項説明書」記載の苦情相談担当者に苦情を申し立てることができます。

- 2 事業所は、提供した訪問看護サービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 利用者は、いついかなる時においても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業所は一切、不利益な取り扱いをしません。
- 4 事業所は、必要に応じて青森県国民健康保険団体連合会へ苦情の概況について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

(サービス提供の記録など)

第 13 条 事業所は、サービス提供の記録など作成完了後少なくとも 2 年間は適正に保存し、

利用者の求めに対して閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

- 2 事業所は、第10条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は利用者の同意を得た上で、利用者の指示する他の居宅介護支援事業所等へ、サービス提供の記録などの写しを交付するものとします。

(守秘義務)

第14条 事業所は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密及び個人情報については正当な理由がないかぎり契約中および契約終了後においても第三者には漏らしません。

- 2 利用者の個人情報を用いる前項の規定に関わらず、サービス担当者会議での情報提供や、居宅介護支援事業所との連絡調整において、個人情報提供が必要となった場合、居宅サービス計画に位置づけられた事業所、主治の医師及び保険者に対し使用させていただきます。

(契約外条項)

第15条 介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約に定めのない事項については、利用者と事業所の協議で定めることとします。

当事業所は訪問看護利用契約書に基づいて、契約内容を説明いたしました。

事業者住所 青森県弘前市大字野田二丁目2番地1

代表者名 津軽保健生活協同組合 理事長 伊藤 真弘

事業所住所 青森県弘前市大字向外瀬字豊田292の1

事業所名 津軽保健生活協同組合 健生訪問看護ステーションたまち

説明者 _____

私はこの契約書に記載された内容について説明を受け、訪問看護サービスの契約をいたします。

____年____月____日

利用者 住所 _____

氏名 _____

家族又は代理人

住所 _____

氏名 _____

(利用者との関係 _____)

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有するものとします。